

東郷町企業版ふるさと納税マッチング支援業務仕様書

1 業務名称

東郷町企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2 目的

本業務は、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）におけるマッチング支援業務を委託することにより、受託者の持つネットワークやノウハウを活用して寄附を行う見込みのある企業（以下「寄附見込み企業」という。）に働きかけを行うことで、企業版ふるさと納税の寄附の増加を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

受託者は、本業務の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、より効率的な支援内容がある場合は、町と申込者が協議して採用するものとする。

(1) 寄附対象事業の選定等支援

町の寄附対象事業の選定及び提案資料の作成について助言・提案等の支援を行う。

(2) 寄附対象事業のPR

町から提供された寄附対象事業に関する資料や企業向け説明資料等を活用し、企業への説明、既存マッチングサイトの活用その他の方法により、寄附を募るための効果的なPRを行う。

(3) 寄附見込み企業への提案及び紹介

ア 寄附見込み企業に対して個別訪問等により、町への寄附を提案する。

イ 寄附見込み企業の寄附意向を把握し、町に情報提供を行う。

ウ 寄附見込み企業に寄附を提案する中で、町の帯同訪問の実施が望ましい場合は、町に随時情報提供を行う。

(4) 寄附者の取次ぎ及びフォローアップ

ア 寄附に同意した企業の情報を町へ提供する。

イ 寄附の実施が円滑に進むよう、町及び寄附者からの各種相談等に対応する。

5 委託料等

(1) 本業務は成果報酬型とし、本業務を通じて寄附受領に至った場合、町は、次の計算式で算定した委託料額を受託者に支払うものとする。

委託料額（成果報酬型）

寄附金額×委託料率（1円未満の端数は切り捨てとする。）

上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

(2) 委託料率は、寄附額の20%以内（消費税及び地方消費税を除く）とする。

(3) 寄附見込み企業への働きかけに係る旅費、通信費、用紙代等の一切の費用は、委託料に含むものとする。

(4) 本業務では、「町が寄附金を領収した事実」をもって成果とし、寄附申出の際に受託者がマッチングした旨を記した文書（任意様式）をメール又は書面で報告するものとする。

6 委託料の支払い時期

支払い時期は、町が寄附金を領収した日の属する月の翌月末までに支払うものとする。

なお、委託料が本業務に係る令和8年度一般会計予算額を超えることが判明した場合、補正予算等による予算措置後に委託料を支払うこととし、遅延損害金の算定対象外とする。

7 本業務に係る令和8年度一般会計予算額

10,000千円

※本町では、複数の受託者と契約締結することを想定しており、ここで示される予算額は本業務全体での予算措置額である。

8 報告等

受託者は、業務の進捗に応じて定期的に町に対して報告を行うこととする。報告内容及び報告時期については、受注者と協議により定めるものとする。

9 法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり関連する法令等を遵守しなければならない。

また、受注者は、本業務より知り得た個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守しなければならない。

10 一括再委託の禁止

受託者は、本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、町と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により町の承認を得るものとする。

11 留意事項

(1) 本業務の実施に当たっては、企業版ふるさと納税制度の仕組みや留意事項（寄附企業への経済的利益供与の禁止等）を熟知した上で実施し、関係法令等を遵守すること。

(2) 受託者は、本業務の履行に伴い、緊急に町の指示を受けるべき事態が発生した場合は、直ちに発注者に連絡し、その指示を受けるものとする。

なお、町の指示を受ける前に適宜の応急処置を取った場合は、事後速やかに町に報告するものとする。

(3) 受託者は、本業務の実施に当たり、寄附を行うことの対価として寄附者に経済的利益を供与してはならない。また、本業務に関連して寄附者から直接又は間接に報酬その他の経済的利益を受けてはならない。

(4) 寄附は現金とする。

(5) 寄附が集まらないことによるペナルティは設けない。

12 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じたときは、双方協議の上、定めるものとする。